

建設発生土民間受入施設登録申請に係る申請者要件審査書類一覧表

(提出部数は2部)

番号	書類名称	様式 No.	具体例	協同組合、協会、共同企業体	法人	個人	新規	変更	継続	要領2(3)1)の但し書き該当受入地
1	事業者要件に関する項目	2		■	○	○	○	○	○	○
2	工事施行者要件に関する項目	2-2	(工事施行者が事業者と異なる場合)	■	○	○	○	○	○	○
3	管理者要件に関する項目	2-3	(管理者が事業者と異なる場合)	■	○	○	○	○	○	○
4	島根県における廃棄物処理業及び建設業許可証		許可証の写しを添付する(有効期間外のものは無効)	■	○	○	○	○	○	-
5	誓約書(事業者)	3		■	○	○	○	○	○	-
6	誓約書(管理者)	3	(管理者が事業者と異なる場合)	■	○	○	○	○	○	-
7	事業者が直接工事施工及び管理しない場合の経営構成図		事業者と工事施工者、管理者の関係(請負契約等)を明らかにし、責任分担の範囲を明示する	○	○	○	○	○	-	○
8	事業者が直接工事施工及び管理しない場合の請負・委託契約書		契約書の写し	○	○	○	○	○	-	○
9	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		●直前3力年の事業年度分の ・決算報告書(貸借対照表、損益計算書) ・確定申告書の写し(別表一(一)、別表二、別表四、(別表一(一)に税務署受理印のあるもの) ・納税証明書(法人税・国税のみ)	■	○ 注1. 2	-	○	○	○	-
10	資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付税額を証する書類		・固定資産(課税・納税)証明書 ・預金残高証明書 ●直前3力年の事業年度分の ・納税証明書(法人税・国税のみ) ・確定申告書の写し	■	-	○ 注1. 2	○	○	○	-
11	定款又は寄付行為及び登記事項証明書		・定款又は寄付行為 ・登記事項証明書	■	○ 注1. 2	-	○	○	○	-
12	住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ)		・住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書 (法務局へ申請すること、以下同じ)	■	-	○ 注2. 3. 4	○	○	○	-
13	営業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		・法定代理人の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	■	△ 注2. 3. 4	△ 注2. 3. 4	○	○	○	-
14	法人でその役員(相談役、顧問を含む)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		・役員の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	■	○ 注2. 3. 4	-	○	○	○	-
15	発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)		・出資者の一覧表 ・確定申告書表2の写し(最新のもの) (個人)住民票の写し(本籍入りのもの)、登記されていないことの証明書 (法人)登記事項証明書	■	○ 注2. 3. 4	-	○	○	○	-
16	事業者に必要な要領2(1)1)⑦に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		・使用人の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	■	△ 注2. 3. 4	△ 注2. 3. 4	○	○	○	-
17	県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類		・滞納がない旨の証明書	■	○	○	○	○	○	-
18	本要領2(3)1)の但し書きで規定する期間の公共事業からの建設発生土の受入実績を証明する書類		日報、月報等の写し等	-	-	-	-	-	-	○

○: 必須
△: 該当項目のみ
■: 協同組合、協会、共同企業体及び構成する個人・法人ごとにも必須

- 事業者、管理者(以下 事業者等)が協同組合、協会及び、共同企業体の場合は、構成するすべての個人、法人に関して、該当する書類が必要
但し、建設発生土民間受入施設登録申請及び審査要領2(3)4)に該当する事業者等は以下の番号(着色)の書類を省略できる。
5~6、9~17

注1) 直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。)の提出に代えることができる。
注2) 「不動産登記簿謄本」、「納税証明書」、「登記事項証明書」、「住民票の写し」、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。
注3) 有効な先行許可証の提出により「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を省略することができる。